

令和4年度 第2回 豊川市地域福祉計画推進委員会 会議録

日 時：令和4年8月24日（水）午前9時30分から

場 所：豊川市防災センター 市民研修室

出席者：川島 ゆり子（学識経験者（日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授））

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

太田 善堯（豊川市連区長会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

鈴木 充（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

美馬 ゆきえ（豊川市老人クラブ連合会）

鈴木 康宏（豊川市小中学校長会）

中村 由香（豊川市社会福祉施設協会）

平野 一彦（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

豊田 恵子（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

権田 茂（地域福祉活動推進委員会）

工藤 明人（認定特定非営利活動法人東三河後見センター）

都築 裕之（公募による市民）

鈴木 敏彰（豊川市社会福祉事務所）

木和田 聡哉（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

山本 由美子（愛知県豊川保健所）

事務局：小島 基（豊川市福祉部次長）

吉田 信（豊川市福祉部福祉課長）

中尾 成利（豊川市福祉部福祉課主幹）

森岡 俊仁（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

加藤 慎太郎（豊川市福祉部福祉課課長補佐）

柚原 尚美（豊川市福祉部福祉課福祉総務係長）

小林 弘行（豊川市社会福祉協議会地域福祉課長）

小川 友和（豊川市社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

山崎 敏幸（豊川市社会福祉協議会事務局次長兼総務課長）

長畑 健一郎（豊川市社会福祉協議会地域支援課長）

拓植 仁美（豊川市社会福祉協議会障害福祉課長）

相馬 有作（豊川市社会福祉協議会地域福祉課主任）

江口 陽子（ジャパンインターナショナル総合研究所）

鈴木 楓（ジャパンインターナショナル総合研究所）

次 第

1 あいさつ

2 議題

第4次豊川市地域福祉計画《骨子案》について

- ①第1章 計画の策定にあたって
- ②第2章 豊川市の現状と課題
- ③第3章 計画の基本的な考え方
- ④第4章 施策の展開
- ⑤第5章 計画の推進に向けて
- ⑥第6章 地域の取り組み
- ⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画
- ⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み
- ⑨第9章 資料編

3 連絡事項

(事務局)

会議に先立ちまして、資料の確認をします。

(資料確認)

開 会

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回豊川市域福祉計画推進委員会を開催いたします。

私は福祉課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。本日は大変お忙しいなか、ご出席をいただきありがとうございます。本日の会議は今年度2回目となります。会議には、福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員5名と豊川市社会福祉協議会の職員6名も同席しております。また、計画策定業務を委託しています株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の担当者も同席しています。どうぞよろしくお願いいたします。

また、会議の内容におきまして、傍聴は差し支えないため、本日の会議は公開とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。推進委員会設置要綱第6条第2項により、委員長が会議の議長となりますので、以降の会議の進行につきましては、議長にお願いいたします。

1 あいさつ

(議長)

皆さま、おはようございます。本日は暑い中をお集まりいただきありがとうございます。

計画を策定するにあたり、今年度は複数回このように皆さまにお集まりいただくこと、ありがとうございます。まだまだ新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着きませんが、皆さまが現場で地域福祉の活動をするなかで、地域福祉を進めていただこうとしていますことに敬意を表したいと思います。

本日は短い時間ですが、骨子案について忌憚のないご意見をいただきながら、よりよい計画策定をしていきたいと思っているので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、ただ今から第2回第4次豊川市地域福祉計画推進委員会を開催します。

本日の委員会は、推進委員会設置要綱第5条第3項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立することをご報告します。

次第2の議題に入ります。「第4次豊川市地域福祉計画《骨子案》について」協議をお願いします。第1章から第9章まであつて内容が多いため、数章ずつ進めさせていただきます。なお、説明後の質問や意見は「基本的な確認の質問」に限らせていただきます。本日は時間が限られておりますので、時間が足りなくなるおそれがあるので、内容に関するご意見は、本日用意されている「質問用紙」を、後日、事務局に提出していただきますようお願いいたします。提出いただいたご意見は事務局にて取りまとめを行い、骨子案に反映するということにさせていただきます。

では、「①第1章 計画の策定にあたって」と、「②第2章 豊川市の現状と課題」について、事務局から説明をお願いします。

2 議題

第4次豊川市地域福祉計画《骨子案》について

①第1章 計画の策定にあたって

②第2章 豊川市の現状と課題について

(事務局)

それでは、第4次豊川市地域福祉計画《骨子案》について、第1章から説明をさせていただきます。全体的には第3次計画を継承し、地域共生社会の実現に向け、厚生労働省が発行する改定ガイドラインに沿って、本市の特性を踏まえた計画となるよう検討させていただきました。

まず、第1章の1ページから第2章の30ページまでの主な部分を説明します。第3次との主な変更点については、当日資料1「第3次計画と第4次計画との主な変更点」のとおり、とりまとめさせていただきましたので、あわせてご確認ください。

2ページをご覧ください。(2)「地域共生社会」とは、を新たに記載しております。令和2年度に改正された社会福祉法により、地域福祉計画は「地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画」であるとの基本的な考え方のもとに、取り組みを進めることが求められていることを記載しました。

3ページをご覧ください。計画策定の背景や趣旨が記載されていますが、令和3年4月1日に施行された「重層的支援体制整備事業」の創設を新たに記載し、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業として、本計画の理念や目標、各種施策に反映させてい

きます。

5 ページから 8 ページについては、計画の概要を記載しています。5 ページには計画の根拠となる法律、6 ページには本市のまちづくり施策の基本方針である「豊川市総合計画」を最上位とした各種計画及びその関係性を示し、整合と連携を図っていきます。なお、第 3 次で関連計画とした計画（教育振興基本計画やバリアフリー基本構想等）については、引き続き掲載ができるよう、具体的な施策の内容を含めて各課と調整中です。

7 ページには、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す S G D s を記載し、この視点からも施策を推進します。

8 ページには、本計画の策定体制が記載されていますが、事前意見として説明文の 4 行目最後の「審議」は「協議」がよいとのご意見をいただき、事務局としては修正を予定しています。

9 ページからは、「第 2 章・豊川市の現状と課題」として、大きく 3 つ、第 3 次と同じ構成で「統計からみる現状」、「各種アンケート調査結果」、「福祉団体ヒアリング調査結果」で構成しています。「1 統計からみる現状」の統計データとしては、新たに 13 ページの「（7）相談の状況」としてコミュニティーソーシャルワーカーによる相談件数を掲載、また、14 ページに「民生委員児童委員数」についても追加掲載し、本市の現状をより知っていただけるように改めています。各種データについては、発行時に最新のものが記載できるよう、修正して掲載していきます。

15 ページのボランティアの登録団体や活動人数が減っている点について、事前質問として、「ボランティア団体としてはどのように感じているのか伺いたい」との質問が出ています。

16 ページから 28 ページ調査結果については、昨年度に実施した「市民アンケート調査」と「活動者アンケート調査」を一部抜粋して掲載しています。

各種アンケート調査結果については、皆さまからご意見がありましたら事務局までご連絡をお願いします。

続きまして、社会福祉協議会より説明をさせていただきます。

（事務局）

豊川市社会福祉協議会地域福祉課の小川です。24 ページ「3 福祉団体ヒアリング調査結果」、「4 地域福祉懇談会」をご覧ください。福祉団体ヒアリングの調査結果についてですが、この調査は、市内で活動する各福祉団体から地域の福祉課題を抽出するとともに、その解決に繋がる具体的な活動や社会福祉協議会、また、市に求める支援方法を検討するための基礎資料として実施しました。今回の調査はより多くの立場の意見を聴取するため、先回の調査対象団体に加えて、「豊川市老人クラブ連合会」と「市内高等学校」を新たに依頼しました。調査方法としては、調査項目を記載したシートを事前に配布し、後日、各団体の定例会等の席にて面談による聴き取り調査を行いました。また、聴き取り調査の一部については、本推進委員会の委員の方々にもご出席いただきました。お忙しいなか、ご出席いただきありがとうございます。コロナ禍で面談による聴き取り調査ができなかった団体については、回答したシートを事務局に返信していただき、それに基づき電話で聴き取り調査を行いました。

各団体には「団体として地域貢献できること」、「地域住民に望むこと」、「社会福祉協議

会や市に望むこと」の3つの設問について、複数の回答をいただきました。

なお、28ページに記載しています市内高等学校については、生徒が回答しやすいように設問の文章を一部工夫させていただきました。

設問に対する各団体の主な意見については、24ページから28ページに記載しました。

1つ目の設問「団体として地域貢献できること」については、団体が現在行っている活動の強みを生かして地域に貢献できることについて多様な意見をいただきました。各団体でも少なからず地域に貢献できることを、このコロナ禍においても模索しているということがわかりました。

2つ目の設問「地域に望むこと」については、災害時における支援体制の整備に関することや団体の活動や障がいを持つ方への地域の理解に関する意見を多くいただきました。いつ来るかわからない災害については、どの団体も少なからず不安を抱えており、障がいに対する理解も含め、日頃からの備えや地域との繋がりを求められていると思われます。

3つ目の設問「社会福祉協議会や市に望むこと」については、高校生の生徒に対しては回答しやすいように「住んでいる地域で不安なところ」と表現させていただき意見をいただきました。高校生からいただいた意見は、28ページに記載させていただいているとおり、身近な通学環境の整備に関する意見、特に交通の便に不安についての意見が多くありました。また、地域の高齢者や防災に関する意見もいただいていますので、若い世代においても高齢者や災害に関する地域課題に関心があるということがわかりました。

全体を通じて感じたことは、「周知」という単語が多く使われていました。それぞれ団体の活動をはじめ、障がいを持っている方、独居高齢者の方、それぞれその存在そのものの認識を市や社会福祉協議会にも知っていただきたい、また、市や社会福祉協議会が展開する事業やサービスに関しても、そのような方達の手にも届くように、様々な方法で情報発信をしていただきたいということを望まれていることがわかりました。福祉関係団体ヒアリング調査の報告については以上です。

次に、29ページ「地域福祉懇談会」についてですが、本計画を策定するにあたり市内10中学校区34地区にわけて、現在開催を進めているところです。地域の課題を住民の代表から話し合いで抽出していただき、計画に反映させていきたいと思い実施しています。こちらに記載している課題については、実施していただいた地域福祉懇談会から出た主な意見を記載させていただきました。詳しくは第6章で説明をさせていただきます。

(事務局)

次に30ページ「5本市の地域福祉の主要課題」についてですが、ここには第3次の目標に対する評価による、残された課題や各種アンケート調査からわかる本市の主要課題を横断的に取りまとめて掲載していく予定です。なお、皆さまに配布しました当日資料2、当日資料3については、今紹介させていただきました第2章の補足資料となっています。アンケート調査については、世代別のクロス集計を追加で掲載していきたいと考えています。また、当日資料3についても、一部追加をして記載を予定していますので、内容をご確認ください。先ほど、章内の説明について申し上げました、15ページのボランティア団体の方についてですが、登録

団体や活動人数が減っている点について、どのように感じられているのかをボランティア団体の代表の委員に聞きたいという話がありましたので、合わせてよろしくお願いします。

第1章と第2章の説明は以上です。

(議長)

ただいま、事務局から説明がありました。それぞれのご意見に関しては、意見用紙で改めて集約をさせていただきます。本日は確認が必要なところに質問を限らせていただきますがいかがでしょうか。

(委員)

第1章2ページで新しく追加された「地域共生社会とは」についてですが、説明の最後の行に『「地域共生社会づくり」を進めていく』とあるのですが、現在は地域づくりではなくて、実現の段階に向かっているのかなと思うのですが、事務局はどのように考えていますか。

また、第2章の福祉団体ヒアリングの調査結果についてですが、先ほど、事務局より詳細に説明をしていただいたのですが、どのような形でヒアリングをしたのかということをもう少し詳しく記載したほうがよいと思います。読み手が、このような形でヒアリングがあったのかと理解することができます。特に28ページの⑧市内高等学校については、質問の項目が変わっているので、高校生には分かりやすい内容の項目に変更しているということを、注釈程度でよいので説明があるとよいと思います。

(事務局)

地域共生社会の部分についてですが、おっしゃるとおり、地域共生社会の実現に向けて進めていかなければいけないと思っています。修正をさせていただきます。

(事務局)

市内高等学校の項目についてですが、意見を反映させていただきます。

(議長)

先ほどのボランティアの団体の数が減っている、人数が減っているということで、ボランティアのご意見を伺いたいという質問がありましたので、ボランティア連絡協議会の代表の委員よりご意見をお願いします。

(委員)

この資料を読みまして、私が常々考えているボランティア活動の停滞とかイメージ的には分かっていたのですが、ここで数字的なことを出していただけて納得しました。

2ページ下部に図があり、「自助」「互助」「共助」「公助」と並んでいますが、並列という意味ではなく以前と比べたら公助が増えている、私がボランティアを始めた頃はほぼ「互助」でしたが、様々な制度が整ってきて「公助」が増えてきて、「互助」の部分が減ってきたというこ

とを実感しています。これもボランティア活動の停滞というか、役割が減っていることのひとつではないかと思っています。

あと、ボランティア団体が減っていることについてですが、20ページの下段に「活動をしている中での困りごと」が出ており、メンバーが高齢化してきていると多くの回答がありました。実際にボランティアのメンバーは高齢化しており、40代で活動を始めた人は50代になり、60台だった人は70代へと平行移動しています。やはり高齢化してきていることの他には、地域の付き合いも薄くなってきている、支援を必要とする人などの情報が得にくいと出ていますが、実質的にはここに書いてある2,639人、4,130人から2,639人に減っている。団体数も143から114に減っており、活動することが難しくなっているということと高齢化で団体が解散するということが多くなってきています。これは福祉団体に限らず、学術、文化、芸術、スポーツも4,531人から3,405人に減っているので、全体的に停滞しているという感じを持っています。

17ページ下段の右側に「ボランティアに参加したことがない理由」が載っていましたので、私なりに分析をしてみました。ボランティアが減っているということを実感していますが、ここで見てみて、「仕事や家事で忙しい」「体が弱い」「病気がちである」「高齢者・障害者や病気の家族の世話をしている」ことがボランティア活動に参加できない主な要因です。プラス「経済的にゆとりがない」を入れれば、半数以上がボランティアに参加できないという状況になっており、社会的な余裕が減っているという状況だと思います。これからもこの状況が厳しくなっていくので、ボランティア頼みは難しくなっていると思います。ただ、「活動の内容や参加の方法がわからないから」「相談するところがない・わからないから」の回答が合わせて24.7%であったので、この方達に対してボランティア活動を周知していく方法の検討も必要ではないかと思いました。

3月にボランティア連絡協議会があり、コロナ禍でのボランティア活動について、いろいろな講師に話を聞きました。ボランティア情報が現在バラバラであり、福祉系はボランティアセンター、市民協働はブリオ、生涯学習系はいろいろありますし、観光協会もあります。様々な部門のボランティアをやろうと思っても、どこへ行ったらいいかわからない。ボランティア活動をやりたと思った方が、スムーズに参加できる情報提供が必要であると思っています。

17ページの上段「近所の人に手助けしてほしいこと・手助けできること」についてですが、「安否確認の声掛け」「話し相手」が多く回答があり、公的保証がされていない身近なところのボランティアが必要になっていると感じます。このあたりについては、何か考えないといけないと思います。ボランティアをやりたい人をどう繋いでいくかを考えていく必要があるのではないのでしょうか。40代50代の方は忙しくてボランティアに参加ができない。これは参加できない理由を見て改めて実感しましたが、社会的な意識変化や社会的な変化については、ボランティアではなんともならない部分ですので、そのあたりをどう進めていくのか。たぶん5年後に調査をすると、ボランティアはもっと減っていると思います。現在ボランティア連絡協議会の役員も平均年齢70歳を超えており、5年後の状況を考えると厳しいです。中間層がボランティアに参加しない、経済的にもなかなか参加できない状況を改めて実感しました。支援が必要な部分とボランティア（支援をしたい人）を繋ぐことを考えていく必要があると思いました。

(議長)

大変重要な意見をありがとうございました。地域福祉計画というのは、このような現場の声や実際に抱えている課題をしっかりと受け止めていかなければなりません。その上で「少ないので増やしましょう」というざっくりしたものではなくて、「何か減っているのか」「どこを強化したら少しでもそこが回復できるのか」という手立てを具体的に考えていくことが地域福祉計画なので、このような意見をしっかりと受け止めて、それを課題に変えて計画の中に反映していただければと思います。

本日いただいた意見を事務局でまとめていただき、委員へのフィードバックや骨子案への反映をよろしくお願いします。

では、「③第3章計画の基本的な考え方」「④第4章 施策の展開」「⑤第5章 計画の推進に向けて」について、事務局より説明をお願いします。

③第3章 計画の基本的な考え方

④第4章 施策の展開

⑤第5章 計画の推進に向けて

(事務局)

それでは、第3章から第5章までの第4次の核となる部分について説明をさせていただきます。

31ページからの「第3章計画の基本的な考え方」についてです。32ページでは、「市民」「地域団体、ボランティア、市民活動団体等」「社協」「行政」などがそれぞれの立場や地域の範囲に応じた体制で協力しながら地域福祉を推進することが重要であると考え、その基礎となる圏域を設定し掲載しています。

続いて、33ページには基本理念、34ページには基本目標を掲載しています。33ページの基本理念につきましては、第1次から継承している「ふれあい 支えあい 夢のある元気なまちとよかわ」を引き続き採用しながら、サブタイトルを「みんなでつくる支えあいのまち」から「みんなでつくる地域共生社会」に改め、第4次計画では、地域共生社会への意識をより表した案としています。

34ページの基本目標については、第3次と同様に4本の柱とし、「みんなで」「○○しましょう」という表現から、今回は「○○づくりをすすめます」という表現に改めました。「地域住民とともに作り上げる社会に対して、行政がどのように関わっていけるのか」という視点で、第3次計画の評価やアンケート調査結果を考慮しながら、地域共生社会の実現を意識した表現となるような案とさせていただきました。特に基本目標1では、誰もが「地域とつながることができる」ことを、また、基本目標3では、各種福祉サービスが分野を超えて「必要な方に必要な支援が届く」ことを掲げる案としています。ここでの委員事前質問として、「みんなで」や「○○しましょう」との表現を改めることについて、市民代表の委員にどのように感じるのか伺いたいとの意見がありました。また、基本目標1の施策に地域と学校の連携強化があるものの、説明文に「学校」という記載がないことについて、学校代表の委員はどのように感じるのかを後ほどあわ

せて伺いたいと思います。

35 ページについては、基本目標案について、基本方針、施策がそれぞれつなげられています。内容の比較については、当日資料4「第4次豊川市地域福祉計画 施策体系（案）変更点の整理」のとおりです。主な変更点として、右側の第4次案で、基本目標1に、1-B-c「多世代交流の推進」、基本目標3に、3-B-a「分野を超えたサービスの展開」、基本目標4に、4-A-c「地域で孤立させない取り組みの強化」を新たに設け、重層的支援体制整備事業の実施を見据えた体系となるよう改める案としていますので、ご覧くださいますようお願いします。

37 ページには、基本目標に対する基本方針や施策などについて、紙面でどのように展開をするのか、イメージ図を掲載いたしました。今後、SDGsの目標や評価の指標についても改めて検討しながら、こちらに掲載を予定していきたいと思っています。

38 ページの第5章については、第3次では第1章で掲載していました、「計画の推進体制」と「計画の進捗進行管理」を「第4章 施策の展開」の次に掲載しました。そのようにすることで、その施策をどう推進し、進行管理をしていくかという流れとなるように改めました。

第3章から第5章の説明は以上です。

（議長）

ただいま事務局より説明がありました。

確認が必要なことがありましたら質問をお願いします。

（委員）

第3章は、計画の中心になる部分だと思います。第3章の最初に「本市における地域の範囲」が追加で入っているのですが、掲載の順が違うのではないかと思います。第3章ということであれば、基本理念、基本目標が先にきた上で、その次にこの範囲がくるのではないのでしょうか。もしくは、この範囲というのは第1章にあってもいいのではと思いました。

33 ページ基本理念のサブタイトルが「みんなでつくる支えあいのまち」から、「みんなでつくる共生社会」に変わっています。「みんなでつくる支えあいのまち」は第2次、第3次と続けて使ってきた文言です。今回、変更した理由を説明してほしいです。個人的には、支えあいのまちも共生社会ということかなと思いますので、引き続き「みんなでつくる支えあいのまち」とし、文章の中で「地域共生社会の実現を図っていきます」としてもよいのではと思いました。

34 ページ基本目標3に「必要な方に必要な支援が届くしくみづくりをすすめます」という大きなタイトルがありますが、ここに具体的な内容が書かれていません。具体的な内容はまた書き以降に書いてあるので、順番が違うのかなと思います。「必要とする人に支援が届くよう…」の後に、「権利擁護や生活支援、困窮者支援の推進というよう…」な順番になるのではないのでしょうか。これは基本目標4でも同様で、タイトルに合わせていただいたほうがよいと思います。

（議長）

事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘をありがとうございました。32ページの「地域の範囲」についてですが、こちらご指摘のどおりですので、一度検討させていただきます。

33ページの基本理念の地域共生社会のサブタイトルについてですが、今回、支えあいという部分のところについて地域共生社会という言葉を取り替えてもらう理由として、まず、かつての日本社会の風土としては、支えあいの機能が存在していたと感じています。しかし、現在は超高齢化社会が進行していくなかで、少子化や人口減少もあるというところで、生活領域における支えあいの基盤が弱まってきていると感じます。そういったなかで、地域共生社会というものについては、こういった社会構造や暮らしの変化に応じて、縦割りや支え手、受け手というような環境を越えて、多様な主体が参画していくということが必要になってくるというところが、地域共生社会の目指すところであると理解をしていますので、今回、現在の状況に見合った形の言葉を使わせていただければという思いを込めて「地域共生社会」という言葉を使いました。この件については、委員の皆さま方にご協力をいただくなかで、どの文言がよいのかを伺えるとよいのですが、今の形としては、そのように思っています。

34ページ基本目標で、タイトルに沿うような文章にしてほしいというご指摘をいただきました。おっしゃるとおりですので、この件についても、再度事務局で検討します。基本的な形としては、内容的な部分はそれほど変わらないかもしれませんが、文章を分かりやすくきちんとした形にさせていただきたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

(議長)

事前に委員から質問をいただいていた件について意見を伺いたいと思います。

基本目標の「みんなで〇〇しましょう」ということの、表記がなくなることについて、市民代表の委員はどのように考えているのかという質問がありました。では、市民代表の委員よりご意見をお願いします。

(委員)

「みんなで〇〇しましょう」「〇〇しましょう」というのは、大変よい言葉だと思いました。支えあってやるという部分ではいいのかなと思ったのですが、それだと主体性に欠けてしまうのかなと感じました。そういう部分では、地域にかかわるすべての人が主体となるということが最初に謳われているので、やはり「みんなで一緒にやっていく。この計画は市がつくっているだけのものではなく、みんなで一緒につくってやっていこう」というような方向でつくるのであれば、今言われた意見のなかであった「〇〇しましょう」ではない方がいいのかなと思いました。

私は以前、障がい者の施設に勤めていました。障がい者の方に説明するときも、「虐待をやめましょう」となると弱い部分もありました。もっと言えば、高齢の方も進んで自分からやっていこうということであれば、この文章に変えてよいのかなと思いました。

(議長)

より主体的に誰がするのか、どのように主体的に動くのかということを明確にしようという表

記だと思います。

もう一つのご意見の説明の文章から「学校」の表記が消えたことについて、学校代表の方はどのように考えるかを伺いたいと思います。では、学校代表の委員にご意見ををお願いします。

(委員)

「地域と学校との連携」という言葉がなくなったということですが、地域と繋がる場面、交流の場というのは学校に限定されているわけではないので、こういった表現でもよいのかなと思います。私は小学校に勤めているのですが、学校現場としては福祉の実践教室を行ったり、地域教育等に力を入れたりしている部分ですので、こうした活動を意味ある貴重な体験、貴重な学習の場として捉えていく必要があるのであれば、ここに文言として載せる必要があるのかなと思います。ただ、様々な場面で学びの場はあるので、学校だけに限定する必要はないかもしれません。

(議長)

今のご意見を骨子に反映させていただければと思います。また、委員の方にフィードバックをお願いします。

では、「⑥第6章 地域の取り組み」について事務局より説明をお願いします。

⑥第6章 地域の取り組み

(事務局)

資料の第6章「地域の取り組み」について説明させていただきます。

39ページ、40ページをご覧ください。先ほど、29ページの地域懇談会の補足も含めて説明をさせていただきます。社会福祉協議会では、10中学校区を34地区に分けて、地域住民が力をあわせて助け合える関係を育む機会として、地域福祉懇談会の開催を進めています。この地域福祉懇談会では、町内会の役員をはじめ、地域住民の代表者にご出席いただき、各地区の「地域のよいところ」と現在の「地域の課題」を明らかにするとともに、地区ごとの「まちづくりのテーマ」を定めていただき、テーマに向けた具体的な取り組みについて検討していただいています。参考として、40ページに桜木地区での地域福祉懇談会で出た意見をまとめたイメージ図を添付しましたのでご覧ください。この図については、第3次地域福祉計画においても掲載されており、地域住民が主体となって活動に取り組み、引き続き地域の共助が育まれるようにするため、第4次地域福祉計画においても記載させていただきたいと考えています。

第6章「地域の取り組み」についての説明は以上です。

(議長)

ただいま事務局より説明がありましたが、確認が必要な部分がありましたらをお願いします。

(委員)

地域の取り組みの中に、外国籍の方のことが一切入っていません。防災の関係にも入っていま

せん。外国籍の方への対応はどこに入ってくるのですか。

(議長)

それは計画全体の中でということですか。

(委員)

私の住んでいる地域でも、市営住宅に外国籍の方が多く住んでいます。町内会としては把握できていません。防災についても一切把握していないので、どこでやるのかなと思いながらつくづく不安に感じています。

(事務局)

現在、表現として外国籍の方に対するキーワードは入れていません。市民を対象としている地域福祉計画なので、そういった方を排除したわけではありません。今後、この計画をつくるにあたり、施策の体系に、「目標」「方針」「施策」といろいろな事業がぶら下がってくるという形になります。施策のなかでも「地域の交流の推進」や「居場所づくり」といったことも含めて、外国籍の方ももちろん対象になっていくと現在は理解させていただいています。

(議長)

委員の意見を聞いて、再度、市民調査のところを見ていたのですが、豊川市の現状と課題のところにも外国籍の方の実態が出ていません。ここから出ていないと課題が抽出しにくいので入れるようにご検討ください。

(事務局)

検討させていただきます。

(議長)

地域懇談会の進捗状況はいかがですか。

(事務局)

地域福祉懇談会については、昨年度から策定に向けて、この5年間の活動を振り返っていただきながら進めています。現在はほぼ全地区でご意見を伺いながら、この計画に載せていけるような状況であり、順調に進んでいます。

(議長)

ほぼ順調に進んでいるという事ですね。

では、「⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画」「⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み」「⑨第9章 資料」について、事務局より説明をお願いします。

⑦第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画

⑧第8章 重層的支援体制整備事業への取り組み

⑨第9章 資料編

(事務局)

それでは、福祉課加藤から「第7章 豊川市成年後見制度利用促進計画」について説明させていただきます。

41ページをご覧ください。現在、豊川市成年後見制度利用促進計画については、第7章として章立てをしてお示ししていく予定です。章立てをする理由としては、骨子案についてはまだお示ししていませんが、今のところ、5ページ6行目に『また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用送信計画」を包含しています。』の下に、「成年後見制度については、第3次豊川市地域福祉計画の基本施策、「成年後見制度等の充実」に位置づけしていましたが、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行を受け、豊川市成年後見制度利用促進計画として、第7章に独立して章立てをすることにしました。」という説明文と「地域福祉計画と一体的に策定する理由」を追加していきたいと考えています。

なお、利用促進計画自体の内容については、本委員会の委員である工藤委員にもご意見をいただき、協力を仰ぐとともに、本市の成年後見支援に係る運営に関する重要な事項の検討等を行う学識経験者、法律福祉職能団体の代表者、医療機関の代表者、福祉関係団体の関係者、関係行政機関の職員で構成された豊川市成年後見センター運営委員会にもご意見をいただき、協力を仰いでいきます。そして、この推進委員会の皆さまに対しても、次回の推進委員会までに、利用促進計画についてある程度の形をお示ししてご意見をいただきたいと思いますと考えていますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

(事務局)

福祉課中尾から、42ページの「第8章重層的支援体制整備事業への取り組み」について説明させていただきます。

第1回推進委員会において、地域福祉計画に重層的支援体制整備事業の概要、方針などを示していくことについてご了解をいただきましたので、今回は本計画への掲載方法についてお話をさせていただきます。こちらの重層的支援体制整備事業ですが、地域共生社会の実現に向けて各分野の事業と横断的に関わって組み立て、実施していくものです。

骨子案6ページをご覧ください。(3)「関連計画との関係性」の中で、豊川市重層的支援体制整備事業実施計画については、地域福祉計画と一体的に推進する計画として位置づけています。縦にぶら下がる計画ではなくて、各計分野の計画と横断的に関わってくる計画になるというイメージで、こういった形で記載させていただきました。これから、本市が実施する事業の取り組みの掲載について、成年後見制度利用推進基本計画と同様に、第8章として独立した章立てとさせていただきますと考えています。記載内容については、現在、事業の実施について、市の関係部局と調整を進めているので、今回の骨子案には記載はありませんが、次回の推進委員会までには本市の基本方針や体制等をお示ししていく予定です。よろしくお願いします。

(事務局)

43ページ第9章は、資料編として第3次と同様に策定経緯や設置要綱、委員名簿の掲載を予定しています。

第7章から第9章についての説明は以上です。

(議長)

ただいま事務局より説明がありましたが、確認が必要な部分について意見や質問等はありませんか。

(委員)

成年後見制度利用促進基本計画と豊川市重層的支援体制整備事業実施計画は、独立した章立てをするという説明がありました。前の章に戻るのですが、35ページの施策体系の中の「施策」には関連として入れる予定はありますか。もし入るのであれば、基本目標3の「3 権利擁護の推進」の「①権利擁護体制の充実」は成年後見制度の関わってくると思いますし、「包括的な相談支援体制の充実」だと、おそらく重層的支援が関わってくるのかなと思いました。それを分けて章立てで進めていくのかどうかの確認です。

第9章の資料編についてですが、地域福祉計画は難しい文言が多く載っているので一般の方が読むと理解し難いかもしれません。各ページに注釈が載っているのですが、第9章に用語集ということで用語の説明のページがあるとよいと思いました。

(事務局)

まず、成年後見について35ページの権利擁護の推進のなかに含めるかどうかということですが、基本的には第7章に独立した形で考えています。場合によっては35ページの体系に入ることもあります。今後検討させていただきたいと思います。

(事務局)

重層的支援体制整備事業についても、今回、35ページの施策の体系を見ていただくと、地域共生や重層的支援体制整備事業に関わった、イメージできるような表現で施策を整えています。その施策の下に事業として各分野の事業がぶら下がっていくような形になるのですが、この体系については地域共生社会をイメージした形での表現とさせていただき、それに対する事業というような記載をする予定です。ただ、重層的支援体制整備事業をどのような形でやっていくのかは、大きなイメージで、全体像として第8章で章立てをして記載させていただければと思っています。

(委員)

34ページの基本目標「2 助けあいを支えあいのしくみづくりをすすめます」で、「地域組織団体の活性化を図るため」とありますが、活性化をしていない場所も活性化しているところもあります。この文言だと、上から言われている気がするので変えていただきたいと思います。

(事務局)

文言については確認させていただきます。

用語集の件についてですが、第9章に用語集を入れていくように進めていきます。

(委員)

内容は素晴らしいのですが、すべての世代の中で、損な結果となっている

人達がいるのではないかという気がしています。子どものうちは福祉もあって受け皿があり、子育ての人も受け皿がある。ある程度高齢者になると、いろんな面で恩恵があります。子育てを終えて高齢者になるまでの方に、何か福祉がお世話してくれているのかなという気がしてなりません。いきなり「福祉に関心を持ってください」「ボランティアに入ってください」と、長い間何の音沙汰もなかった方が言われても、よほどの方やきっかけがないとできないのではないのでしょうか。赤ちゃんから死ぬまでの間の年齢で縦串を通して、今の時点で福祉を「つながりがあるのか、ないところはないか」という観点で見てください、こういうところが薄いなあという方がいれば、文言を追加して、具体的に計画に反映させるというような観点が必要かなという気がしました。

(事務局)

ご質問をありがとうございます。ご指摘のとおり、どの世代に対しても抜け落ちることがないような形で進めていかなければいけないと思いますし、昨今の情勢にしましても、今回新しく取り入れます重層的支援の関係や、冒頭でも話をさせていただきました地域共生社会の視点に立って、どの世代に対しても福祉というものが身近に感じられるように、この計画をつくっていきたいと思います。ご指摘をいただきましたそういった視点を取り残さないように進めていきますので、ご協力をよろしくお願いします。

(議長)

地域共生社会で全世代、全対象ということがスローガンになっていますので、今回の当日資料のところでも追加で年代ごとにクロス集計をしていただくように作っていただいているのですが、地域への意識であったり、地域との関わりということで、年代によって違うということを把握して、地域の繋がりが薄い世代にも働きかけかけていくことが必要だということも考えていただければと思います。

(委員)

ボランティアについてですが、5年前と現在（令和4年）までの5年間を年度別に数字を出してほしいです。新型コロナウイルス感染症が始まって減ったのか、どのような数字で年度別に減っているのかを知りたいです。5年飛んでしまうと細かいことがわからないので、経年で出していただきたいと思います。

(事務局)

いただいた話は、ボランティア数や団体数の件でしょうか。今回の計画は5年おきにつくっているもので、このような形で表記をさせていただいています。今、お話のありました数値については、過去にさかのぼって年度別に数値が出せると思うので、別途、お示しさせていただきます。

(委員)

前回の会議でも出たと思いますが、第5章に関連して、この計画の進捗評価は次回お示しただけのですか。

(事務局)

この計画の施策の体系を委員の皆さま方にお示しさせていただき、ある程度、これで固まってくると思うので、ここにどういった指標がぶら下がってくるかということは、これから検討させていただきます。次回の委員会までの間までにお示しさせていただきながら、ご意見をいただければと思っています。

(議長)

委員の皆さまにおかれましては、膨大な量の資料を読み込んでいただきましてありがとうございました。まだまだこの中で気になることやご意見もあるかと思いますので、意見用紙に忌憚のないご意見をお願いします。なお、いただいた意見は事務局で取りまとめをしていただき、骨子案への反映と、委員の皆さまにフィードバックをお願いします。

閉会

(議長)

以上で本日の議題はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

最後に連絡事項があれば、事務局からお願いします。

3 連絡事項

(事務局)

次回の委員会の開催は11月頃を予定しています。それまでに意見がありましたら、配布した意見用紙をメールやFAX等でお送りください。いただいた意見を取りまとめて修正した骨子案等は数回お送りいたしますので、その都度内容についてご覧いただき、改めて意見等をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

長時間にわたり、ありがとうございました。